

寄地区避難所災害時協力用電気自動車等導入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害発生時に道路の不通等により孤立する可能性がある松田町寄地区（湯の沢地区を除く。以下同じ。）において、災害時のエネルギーインフラとしての電気自動車等の活用を促進し、地域の防災力向上及び地球温暖化の防止を図るため、新車又は中古車の電気自動車等を導入（購入又はリース契約。以下同じ。）し、災害時に避難所への給電活動に協力する寄地区住民に対し、予算の範囲内で補助金を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車 4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、自動車検査証における燃料の種類が「電気」とのみ記載されているもの。

(2) 燃料電池自動車 4輪以上の検査済自動車であって、自動車検査証に水素を燃料として用いる燃料電池自動車であることが記載されているもの。

(3) プラグインハイブリッド自動車 4輪以上の検査済自動車であって、内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能なもので、自動車検査証における燃料の種類が「ガソリン・電気」とのみ記載されているもの。

(4) 電気自動車等 電気自動車、燃料電池自動車又は、

プラグインハイブリッド自動車をいう。

(5) 初度登録 道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルに初めて登録すること（軽自動車にあっては、同法第59条の規定による新規検査を受けること）をいう。

(6) リース契約 電気自動車等の貸主が、当該電気自動車等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該電気自動車等を使用収益する権利を与え、借主は、当該電気自動車等の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(補助対象車両)

第3条 補助対象車両は、新車又は中古車の電気自動車等のうち、別表1に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助の対象となる者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 自家用車として使用する目的で電気自動車等を導入した個人で、交付申請時点において寄地区に住所を有すること。

(2) 寄地区に補助対象車両の保管場所があること。

(3) 町税等に滞納がないこと。

(4) 本人及び同一世帯に属する者が、過去に松田町電気自動車等購入費補助金及び寄地区避難所災害時協力用電気自動車等導入費補助金の交付を受けていないこと。

(5) 松田町災害時協力登録車制度の内容に同意した上で同制度に登録し、災害時には町の要請に応じ、可能な範囲で避難所等における電力供給に協力すること。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表2のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」と

いう。)は、補助対象車両を導入した後、導入日(購入の場合は納車日、リース契約の場合は使用開始日をいう。以下同じ。)の属する年度の3月15日(閉庁日の場合は翌営業日とする)までに、寄地区避難所災害時協力用電気自動車等導入費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。なお、交付申請にあたっては町長に事前協議を申し出て調整を図ることとする。

- (1) 補助対象車両の自動車検査証の写し(電子車検証の場合は、加えて自動車検査証記録事項の写し)
 - (2) 補助対象車両の代金に係る請求書又は注文書(車両本体価格及び車名・グレードが確認できるもの)の写し
 - (3) 補助対象車両の支払いを証する書類(領収書、ローン契約書等)の写し又はリース契約書の写し
 - (4) 補助対象車両の仕様書の写し(車名や型式、外部給電機能等、補助対象要件について確認できるもの)
 - (5) 補助対象車両の保管及び駐車する場所を示す位置図
 - (6) 補助対象車両を保管及び駐車する場所において撮影したカラー写真(ナンバープレートが確認できるもの)
 - (7) 松田町災害時協力登録車制度登録申込書
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- (審査及び交付の決定)

第7条 町長は、前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、寄地区避難所災害時協力用電気自動車等導入費補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 本補助金は、交付申請の時期が事業完了後であるため、規則第17条の規定により、実績報告及び補助金の額の確定の手続を省略するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 前条の交付決定を受けた申請者が補助金の交付を請求

しようとするときは、寄地区避難所災害時協力用電気自動車等導入費補助金交付請求書（第3号様式）及び松田町災害時協力車両登録証の写しを町長に提出しなければならない。

（取得財産の管理及び処分）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、導入日から起算して4年を経過するまでは、取得財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄するなど処分（以下「処分」という。）をしてはならない。ただし、あらかじめ取得財産の処分に関して、寄地区避難所災害時協力用電気自動車等導入費補助金取得財産処分承認申請書（第4号様式）を町長に提出し承認を受けた場合は、この限りではない。

3 町長は、前項に定める事項について、必要があると認めるときは、その管理者及び運用の状況を調査することができるものとする。

（処分の申請）

第10条 町長は、前条第2項に定める申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、寄地区避難所災害時協力用電気自動車等導入費補助金取得財産処分承認（不承認）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（決定の取り消し）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受け

たとき。

(2) 本要綱の規定に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第 1 2 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 1 3 条 この要綱に係る個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年松田町条例第 1 9 号）及びその他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

補助対象車両	補助対象要件
新車の場合	(1) 経済産業省が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（C E V 補助金）の、補助申請の当該年度における補助対象

	車両一覧に掲載の４輪自動車であること。 (２) 申請年度に初度登録された未使用の車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
中古車の場合	(１) 補助対象者が購入するよりも前に、初度登録された自動車であること。 (２) 過去に、経済産業省が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（ＣＥＶ補助金）において補助金の交付対象車両となっていた４輪自動車であること。 (３) 自動車メーカーが品質を保証する認定中古車であること。 (４) 導入日において、駆動用バッテリーを対象として含む保証期間が２年以上あること。
リース契約の場合	(１) 経済産業省が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（ＣＥＶ補助金）の、補助申請の当該年度における補助対象車両一覧に掲載の４輪自動車であること。 又は、過去に、経済産業省が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（ＣＥＶ補助金）において補助金の交付対象車両となっていた４輪自動車であること。 (２) 契約期間は４年以上であること。
共通要件	(１) 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が「自家用」であること。 (２) 車両の外部に電源を供給できる機能を有し、又は、外付けの給電装置を活用した外部への電源供給が可能であり、災害時の

	避難所において給電活動に協力が可能であること。 (3) 駆動用バッテリーの容量が20kWh以上であること。 (4) 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」及び「所有者の住所」が寄地区にあること。ただし、所有権留保付きローンによる購入又はリース契約の場合は、この限りではない。 (5) 代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること。ただし、手形を除く。なお、「全額支払いの手続きの完了」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。
--	---

別表2（第5条関係）

補助対象車両		補助金額
新車の場合	バッテリー容量 20kWh以上40kWh未満	10万円
	バッテリー容量 40kWh以上	20万円
中古車の場合	バッテリー容量 20kWh以上40kWh未満	5万円
	バッテリー容量 40kWh以上	10万円
リース契約の場合	バッテリー容量 20kWh以上40kWh未満	8万円

	バ ッ テ リ ー 容 量 4 0 k W h 以 上	1 6 万 円
--	--------------------------------	---------